



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

監査上の主要な 検討事項適用に向けて (KAM)

第 3 弾

セルフチェック第2弾ではKAMの草案の作成と協議をテーマに挙げましたが、KAMの草案の作成に当たり、会社の未公表の情報を含めざるを得ないケースもあったのではないのでしょうか。今回の第3弾で最後です。以下、ご確認をお願いします。

被監査会社の開示の準備はできていますか？

監査基準委員会報告書701では、監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分において、KAMに関連する注記事項がある場合は、当該注記事項への参照を記載することが求められています。注記事項へ参照を付すことで、経営者が財務諸表を作成する上で当該事項をどのように取り扱ったかについて、想定される財務諸表の利用者が理解を深めることが可能になります。



一方、被監査会社においては、2020年3月期からは、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正によって、事業等のリスクや、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定等、有価証券報告書における記述情報の拡充が図られます。また、企業会計基準委員会（ASBJ）から公表されている企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」、同68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」及び同69号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」が最終化されると、見積りの不確実性の発生要因や関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続についての注記事項も拡充されます。



KAMを記述するに当たり、会社の未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、監査人は、財務諸表の注記事項に限らず経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切です。上記の開示の拡充に向けた動きも踏まえて、経営者や開示担当者とのコミュニケーションを取り、KAMの候補となる事項の開示状況について、早いタイミングで協議を行っていただきたいと思います。

（注）便宜上、3月決算を前提として記載しておりますので、ご了承ください。